

障害理解の促進や障害者の差別解消、
情報コミュニケーション等に関する条例について（検討状況）

1. 主旨

区では、せたがやノーマライゼーションプランに基づき、障害理解の促進や障害者の差別解消、情報コミュニケーション等に関する条例について検討を進めている。この間、区議会をはじめ、専門家会議や地域保健福祉審議会、障害者施策推進協議会、障害当事者、家族、団体等の意見を伺い、考え方を整理したため、以下の通り検討状況について報告する。

2. 条例の概要

(1) 専門家会議や地域保健福祉審議会等から寄せられた主な意見等

- ・「障害のある人もない人も」という表現は、障害があることによって区分けされているように感じる。性的少数者についても、それ自体が問題なのではなく、生活が阻害されていることが問題である。表現にあたっては、障害のあることが分かるようにしてほしい。
- ・手話言語は、日本語に手話をあわせるような使い方とは異なり、独自の文法体系を持っている。情報コミュニケーションとは別にしてほしい。
- ・手話言語を分けることも考えられるが、現時点では、分けることの必要性がまだ理解できていないため、全体としてまとめることがよいのではないか。
- ・条例に位置づける施策については、地域で共に暮らすための意識の醸成や理解促進の観点から、必要な項目を整理してはどうか。
- ・医療的ケアを必要とする方は、児童だけでなく、成人もいることを明記してほしい。

(2) 条例の概要（別紙）

○構成

- ・前文
- ・第1章 総則
目的、定義、基本理念、責務等、障害を理由とする差別の禁止、障害者虐待の防止
- ・第2章 障害理解の促進・障害者の差別解消
障害理解の促進や差別解消に向けた啓発活動、相談対応、教育の推進
- ・第3章 地域支え合いの推進・生活環境の整備
地域支え合い活動の推進、災害に備えた地域づくり、医療的ケア等の配慮や支援の必要な子ども等への支援の推進、安心して生活できる環境の整備
- ・第4章 情報コミュニケーションの保障
情報の提供及び普及、人材の養成
- ・第5章 言語としての手話の普及
理解及び普及等
- ・第6章 だれもが活躍できる場の拡大
就労支援の充実、働く場の創出、余暇活動の支援、交流の機会の充実

3. 情報コミュニケーションと手話言語についての考え方

- ・区では、地域共生社会の実現を目指すうえで、障害理解の促進、障害者の差別解消、情報コミュニケーション、手話言語などが、それぞれ重要課題であり、一体的に推進することが効果的であると考えたことから、同一の条例の中に位置づける方向で検討を進めている。
- ・当事者等から手話言語に関する区独自の条例制定が必要との意見があった一方、独自に制定する必要性については、現時点ではまだ理解できていないため、情報コミュニケーションと手話言語を全体としてまとめることがよいのではないかとの意見があったことも踏まえ、同一の条例の中で、手話言語について独立した章を設けて検討を進める。
- ・なお、国や都議会では、手話言語に関する法律や条例の制定に向けた動きがあることから、こうした動向については引き続き注視していく。

4. 条例に基づく取組みの考え方

- ・令和3年9月2日の福祉保健常任委員会で報告した、具体的な取組みのイメージ [(仮称) 共生社会入門講座、(仮称) 地域協力員制度、地域での取組みを積極的に進める区民・事業者等の表彰] とあわせて、地域で共に暮らすための意識の醸成や理解促進の観点から、取組みを具体化していく。
- ・せたがやノーマライゼーションプラン - 世田谷区障害施策推進計画 - (令和3～5年度) に基づく各施策の取組みを着実に推進しながら、新たな条例に基づく取組みや、次期せたがやノーマライゼーションプランにおいて強化する取組みについて、専門家会議を始め、地域保健福祉審議会や障害者施策推進協議会、自立支援協議会、障害当事者等から意見をいただきながら検討を進める。

5. 今後のスケジュール (予定)

令和4年

- | | |
|-------|--|
| 3月 | 障害者施策推進協議会(検討状況)
地域保健福祉審議会(検討状況)
専門家会議(素案) |
| 5月 | 福祉保健常任委員会(素案)
パブリックコメント(素案)
シンポジウム(素案) |
| 6月 | 専門家会議(パブコメ等結果、案) |
| 7月 | 障害者施策推進協議会(パブコメ等結果、案)
地域保健福祉審議会(パブコメ等結果、案) |
| 9月 | 福祉保健常任委員会(パブコメ等結果、案)
第3回定例会(条例案の提案) |
| 11月以降 | 区民周知(区のおしらせ、ホームページ、リーフレット等) |

令和5年

- | | |
|----|------|
| 1月 | 条例施行 |
|----|------|